

議案第108号

つくば市民・学校プールの指定管理者の指定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市民・学校プールの指定管理者の指定

つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第4条に基づく指定管理者は、次のとおりとする。

1 公の施設の名称

つくば市民・学校プール

2 指定管理者

つくばアクアティックグループ

【代表構成員】

茨城県つくば市島名825番地

特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所

代表理事 野村 武男

【構成員】

東京都中野区中野二丁目14番16号

株式会社東京アスレティッククラブ

代表取締役 正村 宏人

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

つくば市民・学校プールの指定管理者としてつくばアクアティックグループを指定するため、この案を提出するものである。

つくば市民・学校プール
指定管理者候補者選定検討結果報告書

令和 5 年(2023 年)10 月 24 日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市民・学校プール
- (2) 所在地 資料 2 「つくば市民・学校プール施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくば市民・学校プール施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくば市民・学校プール施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくば市民・学校プール条例（令和 5 年つくば市条例第 34 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくば市民・学校プール施設概要」参照

3 指定予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所属等	氏名	備考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	税理士	加藤 雅子	外部委員
3	市民委員	木村 京子	
4	筑波大学 図書館情報メディア系 准教授	小泉 公乃	

5	常総運動公園管理事務所 副所長兼運動施設管理責任者	高巢 文子	
6	社会保険労務士	土田 祐子	
7	市民委員	松永 太	
8	政策イノベーション部次長	稲葉 清隆	庁内委員
9	市民部長（施設所管部長）	大久保 克己	
10	教育局長	吉沼 正美	

5 選定までの経過

令和5年7月7日（金）～令和5年8月8日（火） 募集要項等配布
 令和5年7月13日（木） 説明会・現地視察会
 令和5年7月18日（火）～令和5年7月25日（火） 質問受付
 令和5年8月1日（火）～令和5年8月8日（火） 申請書類受付
 令和5年8月9日（水）～令和5年9月28日（木）

第一次審査（市民部スポーツ施設課、政策イノベーション部企画経営課
 による書類審査）

令和5年10月18日（水） 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催

令和5年10月24日（火） 第2回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】

名 称：つくばアクアティックグループ

所在地：茨城県つくば市島名 825 番地

【申請者2】

名 称：アクアすみどりの

所在地：茨城県つくば市みどりの中央82-8みどりのグランデプラザC

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者 1	申請者 2	市上限額
令和 6 年度	39,436 千円	39,468 千円	39,469 千円
令和 7 年度	39,232 千円	39,930 千円	39,931 千円
令和 8 年度	46,195 千円	46,250 千円	46,250 千円

8 審査

募集要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（市民部スポーツ施設課、政策イノベーション部企画経営課による書類審査）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション、候補者選定等）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料 3 参照）に基づき、採点表（資料 5 参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

(1) 候補者

【申請者 1】

名 称：つくばアクアティックグループ

構成団体：特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所（代表団体）

株式会社東京アスレティッククラブ

所在地：茨城県つくば市島名 825 番地

代表者：特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所

代表理事 野村 武男

設 立：平成 15 年 4 月 4 日

資本金：なし

事業内容：豊かなスポーツライフの支援事業。スポーツ選手及び指導者養成事業。スポーツ施設及び団体の企画・管理・運営支援事業。健康増進及び水とスポーツに関する普及事業。健康増進及び水とスポーツに関する調査研究開発支援事業等。

主な実績：資料 6（類似施設業務実績一覧表）参照

(2) 次点候補者

【申請者 2】

名 称：アクアすみどりの

構成団体：株式会社エンボス企画（代表団体）

シンコースポーツ茨城株式会社

シンコースポーツ株式会社

所在地：茨城県つくば市みどりの中央 8 2 - 8 みどりのグランデプラザC

代表者：株式会社エンボス企画

代表取締役 小山 勇気

設 立：令和 2 年 7 月 31 日

資本金：1 万円

事業内容：託児所及び保育所の経営。学童保育事業。スポーツクラブ及びスポーツ施設の経営。システムの企画、開発、運用、保守、販売、配信、管理及びそれらの受託等。

主な実績：資料 6（類似施設業務実績一覧表）参照

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 に基づき、申請者 1 を候補者として選定し、申請者 2 を次点候補者として選定した。

〇つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

平成18年10月12日

告示第345号

改正 平成19年 3月28日告示第135号 平成20年 8月 1日告示第438号
平成21年 5月26日告示第245号 平成22年 3月30日告示第146号
平成23年 3月31日告示第164号 平成25年 5月24日告示第401号
平成27年 3月31日告示第383号 平成27年 9月 2日告示第1086号
平成29年 3月31日告示第422号 平成29年 6月28日告示第778号
平成30年 4月23日告示第506号

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（平20告示438・一部改正）

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

（平20告示438・全改）

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
 - (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、公募により市長が選定するもの
 - (3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定
予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員
- 4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の
指定管理者の指定を行う日までとする。

（平19告示135・平21告示245・平23告示164・平25告示401・平27告示
383・平29告示422・平29告示778・平30告示506・一部改正）

（会議等）

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、副市長をもって充てる。
 - 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
 - 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員
がその職務を代理する。
 - 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 6 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数
以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができ
る。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条各号の不開示
情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められ
る場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席す
ることができない。ただし、条例第4条第2項に規定する者を指定予定施設の指
定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りでな
い。

(平19告示135・平25告示401・平27告示1086・平29告示778・一部改正)

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

(平25告示401・一部改正)

(結果の公表)

第6条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

(平21告示245・平22告示146・平23告示164・平27告示383・平29告示422・一部改正)

附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

附 則 (平成19年告示第135号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第438号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第245号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第146号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第164号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第401号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年告示第383号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第1086号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年告示第422号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第778号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年告示第506号）

この告示は、公表の日から施行する。

つくば市民・学校プール 施設概要

- (1) 名称：つくば市民・学校プール
- (2) 所在地：つくば市みどりの南 14 番地 1
- (3) 施設の設置目的
スポーツの普及及び地域の振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校における授業を行うため。
- (4) 設置日：令和 6 年 4 月 1 日（予定）
- (5) 施設根拠
つくば市民・学校プール条例（令和 5 年つくば市条例第 34 号）
- (6) 施設の概要等
 - ア 敷地
面積：25,135.91 m²
 - イ 施設
 - (ア) 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
 - (イ) 施設概要
プール 1 【25m×7 コース・可動床（高さ 0～1,500mm）】
プール 2 【25m×6 コース、車椅子用スロープ】
幼児用プール、採暖室、更衣室、シャワー室、トレーニングルーム、会議室、談話室、医務コーナー、ロビー、監視室、事務室
 - (ウ) 建築面積：3,741.42 m²
 - (エ) 延床面積：2,953.70 m²
 - (オ) 建築時期：令和 5 年 12 月竣工予定
 - ウ 設備
受変電設備、映像・音響設備、拡声設備、監視カメラ設備、太陽光発電設備、外灯設備、井戸ポンプ設備、エネルギー計測管理設備、空気調和設備、換気設備、床暖房設備、温風輻射式暖房設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、給湯設備（コージェネレーション設備含む）、消火設備、ガス設備、ろ過設備、井水設備、強制シャワー設備
 - エ その他 駐車場（252 台収容うち 6 台身体障害者用駐車場）、大型バス駐車場（大型バス 8 台）、駐輪場、樹木、芝生

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第 1 順位となる者が 2 者以上となった場合にはいずれの者も第 1 順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7 段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の 5 つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

附 則

この基準は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

この基準は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				

つくば市民・学校プール 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	アクア ティック	アクアス みどりの	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5			3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7			4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7			4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5			3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的な方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	7			4
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5			3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5			3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5			3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5			3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5			3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5			3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	7			4
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収 支決算書、納税	5			3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5			3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5			3
13	施設の設置目的に沿った自主事業 ※施設の魅力を高める自主事業を企画しているか	様式第3号(2)	5			3
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表				
合計点数			88			(基準点) 52
適・否						

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくば市民・学校プール

所管課

市民部スポーツ施設課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
つくばアクアティッ クグループ(特定非 営利活動法人つく ばアクアライフ研究 所)	長野市温湯地区温泉利用施設(湯～ぱれあ)	その他(PFI 事業)	記載なし	無
	西東京市スポーツ・運動施設	指定管理	記載なし	無
	国分寺市スポーツ・運動施設	指定管理	記載なし	無
	筑西市あけの元気館	指定管理	記載なし	無
	館山市4施設	指定管理	記載なし	無
	取手市取手グリーンスポーツセンター	指定管理	記載なし	無
	つくばウェルネスパーク	指定管理(代 表団体)	H31年4月～R6年3月	無
つくばアクアティッ クグループ((株)東 京アスレティックク ラブ)	江戸川区スポーツセンター(東京都江戸川区)	指定管理	H18年4月～R8年3月	有
	洞峰公園(つくば市)	指定管理	H19年4月～R14年3月	無
	荒川総合スポーツセンター(東京都荒川区)	指定管理(代 表団体)	H19年4月～R7年3月	有
	国分寺市体育施設(全8施設)(東京都国分寺市)	指定管理	H20年4月～R5年3月	有
	小金井市総合体育館(全2施設)(東京都小金井市)	指定管理	H21年4月～R7年3月	無
	東京都狛江市体育施設(全9施設)(東京都狛江市)	指定管理	H21年4月～R6年3月	無
	杉並区上井草スポーツセンター(全2施設)(東京都杉並区)	指定管理	H21年4月～R9年3月	有
	仙台市宮城広瀬総合運動場(宮城県仙台市)	指定管理	H22年4月～R7年3月	有
	仙台市葛岡温水プール(全3施設)(宮城県仙台市)	指定管理	H22年4月～R7年3月	有
	取手市立取手グリーンスポーツセンター	指定管理	H23年4月～R8年3月	有
	アゼリア21(全2施設)(熊本県阿蘇市)	指定管理	H24年4月～R7年3月	無
	中野区産業振興センター(東京都中野区)	指定管理	H26年4月～R7年3月	無
	浜松市浜北総合体育館他(全8施設)(静岡県浜松市)	指定管理	H31年4月～R6年3月	無
	生駒市井出山体育施設(全4施設)(奈良県生駒市)	指定管理	H27年4月～R7年3月	有
	茅ヶ崎市屋内温水プール(神奈川県茅ヶ崎市)	指定管理	H28年4月～R6年3月	有
中野スポーツ・コミュニティプラザ(全4施設)(東京都中野区)	指定管理	H30年4月～R8年3月	有	

	玉野市立体育施設等(全6施設)(岡山県玉野市)	指定管理	H30年4月～R5年3月	有
	杉並区永福体育館(全4施設)(東京都杉並区)	指定管理	H30年9月～R9年3月	有
	甲良町温水プール及び甲良町一般入浴施設香良の湯(全2施設)(滋賀県甲良町)	指定管理	H31年4月～R9年3月	無
	中野区立平和の森公園及び中野区立総合体育館(全2施設)(東京都中野区)	指定管理	R2年6月～R7年3月	有
	安城市レジャープール(愛知県安城市)	指定管理	R3年4月～R8年3月	有
	守山市環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設(滋賀県守山市)	指定管理	R3年4月～R8年3月	有
	東村山市民スポーツセンター(東京都東村山市)	指定管理	R4年4月～R8年3月	無
	豊能町立スポーツセンターシートス(全2施設)(大阪府豊能町)	指定管理	R4年4月～R8年3月	無
	名古屋市天白スポーツセンター(愛知県名古屋市)	指定管理	R5年4月～R10年3月	無
	かみす防災アリーナ(神栖市)	PFI事業	H31年6月～R15年3月	無
アクアスみどりの (シンコースポーツ (株))	上富良野町保健福祉センター「かみん」(北海道)	委託	H28年4月～R8年3月	無
	総合ケアセンター「ゆくり」(北海道勇払郡厚真町)	委託	H29年4月～R6年3月	無
	長野運動公園総合運動場	指定管理	H18年4月～R8年3月	有
	南長野運動公園	指定管理	H28年4月～R8年3月	有
	岡谷市スポーツ施設(長野県)	指定管理	H21年4月～R6年3月	有
	須高広域総合プール「サマーランド」(長野県)	指定管理	H26年4月～R9年3月	無
	佐久市駒場公園(長野県)	指定管理	R4年4月～R9年3月	無
	立川市泉市民体育館(東京都)	指定管理	H26年4月～R6年3月	有
	昭島市スポーツセンター(東京都)	委託	H17年4月～R10年3月	無
	あきる野市ファインプラザ(東京都)	指定管理	H21年4月～R6年3月	無
	あきる野市民プール(東京都)	指定管理	H24年4月～R9年3月	無
	八王子市甲の原体育館(東京都)	指定管理	H25年4月～R8年3月	無
	日野市民プール(東京都)	指定管理	H21年4月～R6年3月	無
	群馬県立敷島公園(前橋市)	指定管理	H24年4月～R7年3月	無
	熊谷市総合運動公園(埼玉県)	指定管理	H21年4月～R9年3月	無
	深谷グリーンパーク(埼玉県)	指定管理 (代表団体)	H24年4月～R9年3月	有
	県民健康福祉村・ときめき元気館(埼玉県越谷市)	指定管理	H23年4月～R8年3月	無
	越谷市立老人福祉センター・越谷市民プール(埼玉県)	指定管理	H31年4月～R6年3月	無
	蕨市民体育館蕨市民プール(埼玉県)	指定管理	H23年4月～R8年3月	無
	上尾市健康プラザ(埼玉県)	指定管理	H24年4月～R9年3月	無

さいたま市健康福祉センター「西楽園」(埼玉県)	指定管理	H27年4月～R7年3月	有
久喜市体育施設及び公園施設等(埼玉県)	指定管理	H26年4月～R6年3月	無
狭山台体育館(埼玉県)	指定管理	H23年4月～R8年3月	無
狭山市民健康文化センター「サンパーク奥富」(埼玉県)	指定管理 (代表団体)	H22年4月～R6年3月	有
松戸市和名ヶ谷スポーツセンター(千葉県)	委託	H8年4月～R5年3月	無
松戸運動公園他8スポーツ施設(千葉県)	指定管理	H25年4月～R7年3月	無
さわやかプラザ軽井沢(千葉県鎌ヶ谷市)	指定管理	H22年4月～R7年3月	無
千葉市中央コミュニティセンター(千葉県)	指定管理	H23年4月～R5年3月	無
厚木市ふれあいプラザ(神奈川県)	指定管理	H26年4月～R21年3月	無
三島市総合体育館・プール(静岡県)	指定管理	H17年4月～R6年3月	有
静岡県富士水泳場(富士市)	指定管理	H30年4月～R10年3月	無
清水町温水プール(静岡県)	指定管理	R2年4月～R7年3月	無
浜松市北部プール(静岡県)	指定管理	H26年4月～R6年3月	無
岡崎げんき館(愛知県)	その他(PFI 事業)	H20年4月～R16年3月	無
名古屋市熱田プール(愛知県)	指定管理	H28年4月～R10年3月	無
茨木市西河原市民プール(大阪府)	指定管理	H27年4月～R7年3月	無
芦屋市福祉プール(兵庫県)	委託	H22年4月～R6年3月	無
宝塚市スポーツセンター(兵庫県)	委託	H26年4月～R6年3月	無
神戸市立北須磨文化センター	委託	R2年4月～R5年3月	無

つくば市民・学校プール 採点集計表 ②アクアスみどりの

配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目	指定申請書の様式	配点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	中間値
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員	I委員	J委員	
1 管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	4	3	4	3	3	2	3	4	4	4	3
2 安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4	5	5	4	5	3	5	5	4	4	4
3 施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4	4	4	4	5	3	4	5	4	4	4
4 施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5	4	4	4	3	3	4	3	4	3	4	3
施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	7	4	5	5	4	4	4	4	4	4	5	4
施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	2	3	4	3	3	4	3	3	3	3	3
施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点を取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3	4	5	4	3	3	3	4	3	4	3
5 個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3	4	3	3	3	1	3	3	3	3	3
6 緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3	4	4	3	3	2	3	3	4	3	3
7 団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	4	4	4	3	3	3	3	4	4	3	3
8 環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	2	3	4	3	3	3	3	3	3	4	3
9 管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	7	4	3	5	4	4	3	5	4	4	4	4
10 経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収 支決算書、納税	5	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3
11 団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5	4	3	4	3	3	2	4	4	4	3	3
12 職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3
13 施設の設置目的に沿った自主事業 ※施設の魅力を高める自主事業を企画しているか	様式第3号(2)	5	3	3	5	3	4	2	4	4	3	4	3
14 実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表												
合計点数		88	54	58	68	53	55	45	56	60	56	58	(基準点) 52
適・否			適	適	適	適	適	否	適	適	適	適	

●10/24(火) 第2回指定管理者候補者選定検討会議

つくば市民・学校プール 採点結果表

基準点:52点

	選定委員	採点結果			
		①つくばアクアティックグループ		②アクアすみどりの	
		得票	点数	得票	点数
1	A	○	56		54
2	B	○	65		58
3	C	○	73		68
4	D	○	54		53
5	E	○	55	○	55
6	F	○	60	否	45
7	G	○	61		56
8	H		58	○	60
9	I	○	63		56
10	J	○	58	○	58
	得票合計 点数合計	9	603	3	563

会 議 概 要

会議の名称	令和5年度第2回つくば市指定管理者候補者選定検討会議		
開催日時	令和5年10月24日(火) 13:30~15:30		
開催場所	市役所 5階 庁議室		
事務局(担当課)	政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	小泉委員、加藤委員、土田委員、高巢委員、松永委員、木村委員、松本副市長(座長)、稲葉政策イノベーション部次長、吉沼教育局長、大久保市民部長(つくば市民・学校プール所管)	
	主管課	スポーツ施設課:武笠課長、大谷課長補佐、瓜阪係長、島田係長、小池主任(記録者)、今泉主事	
	事務局	政策イノベーション部企画経営課:横田課長、中村課長補佐、岩橋係長、高橋主任、瀬戸主任、坂本主事	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数	0人		
非公開の場合はその理由	選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、つくば市情報公開条例第5条第3号(法人等事業活動情報)に該当する情報の聴取が予想されるため非公開とする。		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 つくば市民・学校プールに係る指定管理者候補者の選定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点 <ol style="list-style-type: none"> ①つくばアクアティックグループ ②アクアすみどりの (2) 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定 3 閉会 		

＜開会＞

事務局：令和5年度第2回つくば市指定管理者候補者選定検討会議を開会する。

座長：本日は、つくば市民・学校プールに係る指定管理者候補者の選定を行う。なお、第1回会議で決定いただいたとおり、第2回以降の会議では、申請者によるプレゼンテーション、ヒアリングの際には「つくば市情報公開条例」に規定される不開示情報を含むものとして、プレゼンテーション以降は非公開とする。また、選定にあたっては、申請のあった団体等からのプレゼンテーションを受け、第1回会議にて承認を受けた採点表等を使って、委員の皆さまに採点を行っていただく。

【つくばアクアティックグループによるプレゼンテーション】

【質疑応答】

委員：プールの監視員の配置人数の算定根拠を教えてください。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：職員を雇用した際の研修プログラム等は決まっているのか。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：研修の対象となるのは、通常の正社員、あとはパートアルバイト全員に該当するということでしょうか。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：監視員の配置人数は休憩時間も含め常時配置されるのか。あとバックオフィスには何人いるのか。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：プール管理責任者には年数の指定があるか。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：『利用者個々の年齢等に応じた安全管理』、『個々の健康状態や精神的特徴を把握し』とは具体的にはどのような内容、方法か教えてください。

つくばアクアティックグループ：具体的に何か情報を得るわけではないが、もちろんプールの管理も必要だが、サービスを提供する側でもある。日々の換

撈というコミュニケーションの中から、今日の健康状態を把握しながら、もし何か今日様子を変だということであれば、すぐにスタッフ内で共有をしながら注視するというも行っている。コミュニケーションの中からの気づきが重要だと考えており、それを重視する。

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：閑散期の集客について、詳しく説明してほしい。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：収支予算書について、充足率の根拠や数字の出どころを教えてください。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】個人情報はどう管理されているのか。

つくばアクアティックグループ：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：学校が利用して一般利用も想定されている施設で、この施設ならではの気をつけなければいけないこと、あるいは、御社としてこうすべきだという考えがあれば教えてください。

つくばアクアティックグループ：この学校プールが、全国的に見てもまだまだ類を見ない施設となっている。今回の取り組みが未来に向けて先進的な事例になると考えている。学校との意思疎通が難しいという考えもあるが、【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】現状見えない部分もあるが、そこについては、しっかりと意見を聴取しながらそれを反映する仕組みを日々持って取り組んでいきたい。

【アクアスミどりのによるプレゼンテーション】

【質疑応答】

委員：もしお客様が滑って怪我をしてしまったとの訴えがあった場合、同じことが起きないようにするためには、どのように対応する考えか。

アクアすみどりの：怪我をされた方の応急手当やその滑った箇所に対しての原因を突き詰めていきたい。汚れが原因なのか、施設のそもそもの問題であるのかまでしっかりと突き詰めて、再発防止に努めたい。

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：スタッフの研修教育の実施について、どのくらいの期間を想定されているのか。

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：職員配置について、監視責任者が不在の場合もあるのか。

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアすみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

座長：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

座長：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する発言】

委員：利用料金について、キャッシュレス決済の導入の考えはあるか。

アクアスみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する質問】

アクアスみどりの：

【情報公開条例第5条第3号（法人等事業活動情報）に該当する回答】

委員：特に夏休みなどは通常より利用も増えると思うが、その時には一般利用を制限することはあるか。

アクアスみどりの：特に利用制限を設ける予定はないが、やはり子供が多くて、雰囲気的に嫌だなと思う成人あるいは高齢者もいるかもしれないと思うので、普段の授業の中でもそういったルールの徹底をお伝えできるように、支援していきたい。

【採点・集計結果報告及び指定管理者候補者の決定】

座長：会議を再開する。事務局から集計結果の報告をお願いする。

事務局：集計結果を報告する。「つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の

選定に関する基準」の第5条第3項に規定する、委員の過半数以上が、基準点52点に満たないと評価した申請者はありませんので、合計点数による各委員の順位付けにより、候補者及び次点候補者を選定する。

つくばアクアティックグループを第1順位をつけた方が9名、アクアすみどりのを第1順位をつけた方が3名であり、第1順位の最も多い申請者は、1番目のつくばアクアティックグループとなった。

座長：申請者のつくばアクアティックグループをつくば市民・学校プールの指定管理者候補者として、また、申請者のアクアすみどりのを次点候補者として市長に報告する。事務局から報告書案について説明をお願いします。

事務局：【資料1－3について説明】

座長：報告書案の説明についてご意見がないようなので、これで市長報告と12月議会における指定議案を上程させていただく。

以上で、つくば市民・学校プールに係る指定管理者候補者の選定を終了する。

<終了>